

障第1010号
令和2年12月10日

各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 様
(岐阜市が所管する事業所を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所における児童受入れに係る疑義について

平素より、県の障がい福祉の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、放課後等デイサービス事業所での児童のサービス利用に係る取扱いについて質疑があり、下記のとおり対応を整理しましたので通知します。

については、事業者様におかれましては以下のとおりご対応いただきますよう、取扱いに留意願います。

記

1 質問内容

- ① 不登校児童の放課後等デイサービス利用について、学校がある時間帯（義務教育提供時間帯）の利用が可能か。
- ② 学校がある時間帯も利用できる場合は、その根拠等について教示願いたい。

2 回答

- ① 児童が不登校となった後も学校に籍があれば、引続き放課後等デイサービスを提供して差し支えありません。なお、義務教育提供時間中も含めてサービスを提供することは可能ですが、サービス提供可能な事業所であるか等については市町村にて確認いただくことが必要です。

なお、義務教育提供時間中の児童の受入れは可能ですが、請求できる報酬は授業終了後の単価となります。

- ② 放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日付け障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において「不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り沿って支援していく必要がある。」とされ、不登校児に対する放課後等デイサービスの役割が求められています。

また、平成27年障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&A（平成27年3月31日付け厚生労働省事務連絡）問69の回答にて、「学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとしない。」として、平日の義務教育提供時間におけるサービスの提供が前提とされており、報酬単価が明示されていることによります。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	入 山・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		